

新潟県電子納品実施要領

1 新潟県電子納品実施要領の取り扱い

新潟県電子納品実施要領（以下「本要領」という。）は、新潟県土木部、交通政策局、農地部ならびに農林水産部（以下「新潟県」という。）が発注する工事および業務委託において、新潟県 CALS システムを利用し、電子納品を行う際の基本事項について取りまとめたものである。

なお、営繕（建築）工事以外の電子納品に係る詳細な事項（電子納品対象書類、電子納品物の作成・提出、電子納品物の検査等）については、別途県が公開する「電子協議・電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】」（以下、「工事ガイドライン」という。）および「電子協議・電子納品運用ガイドライン（案）【業務委託編】」（以下、「業務ガイドライン」という。）によるものとする。

2 電子納品の定義

本要領における電子納品とは、「調査、設計、工事など各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、本要領に定めのあるものを除き、原則として下表に示す国土交通省等が制定・策定した各電子納品要領（案）等により作成されたものを指す。

表 2-1 電子納品要領（案）等

＜工事および業務委託共通の要領・基準（案）＞		
要領・基準名	策定年月	策定
デジタル写真管理情報基準（案）	平成 20 年 5 月	国土交通省
CAD 製図基準（案）※ ¹	平成 20 年 5 月	
建築 CAD 図面作成要領（案）	平成 14 年 11 月	
地質・土質調査成果電子納品要領（案）	平成 20 年 12 月	
＜工事における要領・基準（案）＞		
要領・基準名	策定（発行）年月	策定（発行）
工事完成図書の電子納品要領（案）	平成 20 年 5 月	国土交通省
営繕工事電子納品要領（案）※ ²	平成 14 年 11 月	
工事写真の撮り方 改訂第 2 版（建築編）	平成 10 年 5 月	（社）公共建築協会
工事写真の撮り方 改訂第 2 版（建築設備編）	平成 10 年 5 月	
＜業務委託における要領・基準（案）＞		
要領・基準名	策定年月	策定
測量成果電子納品要領（案）	平成 20 年 12 月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領（案）	平成 20 年 5 月	
建築設計業務等電子納品要領（案）	平成 14 年 11 月	

（注）※¹ 農業土木工事・業務委託の場合は、農林水産省農村振興局が策定した「電子化図面データの作成要領（案）（H17.4）」に準拠している箇所がある。

※² 営繕工事電子納品要領（案）による納品については、CALS システムで未対応であるため、納品時のフォルダ構成は工事完成図書の電子納品要領（案）に準じることとし、各書類の納品先フォルダ名等は別表によるものとする。

なお、新潟県 CALS システムの対応状況により、現時点で必ずしも最新の各要領（案）等でないものがあるが、新潟県 CALS システムで対応した時点で、準拠する当該要領（案）等を最新版に変更することがある。また、各電子納品要領（案）は、「工事写真の撮り方 改訂第 2 版（建築編）」および「工事写真の撮り方 改訂第 2 版（建築設備編）」を除き、国土交通省ホームページよりダウンロードして入手することができる。

<http://www.cals-ed.go.jp/>

3 電子納品対象書類

電子納品の対象とする書類は、表3-1に示す仕様書において規定する成果品のうち、表3-2、表3-3に定めるものとし、工事および業務委託において、別途特記仕様書（以下、農業土木工事・農地部関係業務は特別仕様書と読み替える。）にて示すものとする。また、表3-1に示す仕様書に基づかない一部業務委託の電子納品については、各業務委託独自の仕様書によるものとする。

なお、電子納品物対象書類、電子化文書の押印の取扱い、電子納品物作成ソフトウェアおよびファイル形式等、電子納品物の格納フォルダ、納品時の取扱い、検査時の取扱い等については、工事ガイドラインおよび業務ガイドラインに基づき、契約後の受発注者による事前協議にて、その詳細を定めるものとする。

また、営繕（建築）工事については、表3-2に係わらず、新潟県CALSシステムで交換された書類（打合せ簿等）、写真、参考図が納品物として存在する場合は電子納品を必須とし、それ以外の納品物については、契約後の受発注者協議により定めるものとする。

表3-1 成果品を規定する仕様書

種別	仕様書名称	監修等
土木工事	新潟県土木工事標準仕様書	新潟県土木部
港湾工事	新潟県港湾工事標準仕様書	新潟県交通政策局
漁港、漁場工事	新潟県漁港漁場関係工事標準仕様書	新潟県農林水産部
農業土木工事	農業土木工事標準仕様書	新潟県農地部
林業土木工事	新潟県林業土木工事標準仕様書	新潟県農林水産部
土木・漁港・漁場関係業務	測量・設計・調査業務委託標準仕様書	新潟県土木部
港湾関係	港湾測量・調査・設計業務標準仕様書	新潟県交通政策局
農地部関係業務	調査・測量・設計業務共通仕様書	新潟県農地部
営繕工事	営繕工事電子納品要領（案）に記載された仕様書および工事運行マニュアル	国土交通省および新潟県土木部都市局
建築（設備）設計業務	建築設計業務等電子納品要領（案）に記載された仕様書および建築（設備）工事設計委託仕様書	国土交通省および新潟県土木部都市局

表3-2 電子納品対象書類【工事】

<p>【必須】 新潟県 CALS システムで交換された書類（打合せ簿等）、写真、参考図、再生資源利用（促進）計画書^{※1}、再生資源利用（促進）実施書^{※1} ※1 EXCEL ファイル（国土交通省ホームページで公開）又は PDF（COBRIS で作成し出力）。</p> <p>【条件付き必須】 施工計画書、出来型管理資料（一部^{※2}）、品質管理資料（一部^{※2}） ※2 「測定結果総括表」・「測定結果一覧表」・「出来型・品質管理図」・「出来型・品質管理図表」はオリジナルファイルが一太郎、WORD・EXCEL の場合のみ必須とする。 （林業土木工事においては、測定結果総括表及び測定結果一覧表の紙・電子納品とも任意とする。）</p> <p>【任意】 完成図、施工体制台帳、施工体系図、その他書類 （品質証明書、ミルシート等、紙や物品としてしかないものは紙納品）</p>
<p>【凡例】</p> <p>○必須 須：条件等によらず、電子納品を必須とする書類</p> <p>○条件付き必須 条件により電子納品を必須とする書類 ※条件については、各書類により異なるため、工事ガイドラインを参照。</p> <p>○任意 意：原則として、受注者の任意で電子納品する書類</p>

表 3-3 電子納品対象書類【業務委託】

<p>【必須】 新潟県 CALS システムで交換された書類（打合せ簿）、報告書、図面、写真、地質データ</p> <p>【条件付き必須】 測量データ（スキャナでイメージ化しなければ電子化不可能な書類以外を【必須】とする）</p>
<p>【凡例】</p> <p>○必須 須：条件等によらず、電子納品を必須とする書類</p> <p>○条件付き必須：条件により電子納品を必須とする書類 ※条件については、各書類により異なるため、業務ガイドラインを参照。</p>

4 電子データのファイル形式

(1) 完成図・写真・参考図以外

電子データのファイル形式の決定にあたっては、受発注者双方が確実に作成、確認出来るようにする。（ジャストシステム—太郎 2011 以降、マイクロソフトワード 2010 以降、マイクロソフトエクセル 2010 以降、アドビアクロバットリーダーDC 以降）

※詳細は工事ガイドラインおよび業務ガイドラインを参照。

(2) 写真・参考図

写真データおよび参考図のファイル形式については、JPEG 形式として、参考図は TIFF (G4) または PDF 形式でもよいものとする。なお、撮影頻度、撮影方法、写真の色彩、ファイル形式（詳細）、写真の編集、有効画素数の設定等について留意すべき事項が多数あるため、工事ガイドラインおよび業務ガイドラインを参照すること。

(3) 完成図

1) 工事

原則として発注時に図面を電子データ（CAD データ）で提供された場合は、図面の電子納品を行うものとし、紙図面を提供された場合は、図面の電子納品は、受注者の任意とする。

なお、受注者の任意で電子納品する場合、完成図のデータ内容が「CAD 製図基準（案）および建築 CAD 図面作成要領（案）」（以下、「CAD 製図基準（案）等」という）に準じなくてもよい。

2) 測量業務委託

原則として測量成果電子納品要領（案）に準拠する。

製品仕様書が存在しない場合の電子納品は、製品仕様書、XML スキーマ、コードリスト、品質評価書、メタデータを納品対象外とし、測量成果電子納品要領内で JP GIS 準拠形式で納品する図面等については、測量成果電子納品要領で規定する協議の形式により標準図式データファイル（拡張 DM）、SXF^{*}または PDF により納品を行う。

また、アナログ手法により図面を作成する測量手法を用いて成果を作成する図面は、電子納品の対象外とする。詳細は測量成果電子納品要領（案）および国土交通省策定の電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】（H18.9 版）を参照すること。

上記ガイドラインは、下記 URL にて入手可能。

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/download/denshinouhin/index.htm>

3) その他業務委託

図面が成果品として存在する場合は、SXF（SFC）又は ZIP 方式により圧縮した SXF（SFZ）形式で納品するものとする。

なお、地質・土質調査業務委託において、CAD 化が困難な手書き図面等については、設計段階以降での利用頻度を考慮して、納品方法（紙、画像データ、CAD データ）について、ファイル形式も含めて、契約後の受発注者協議にて定めるものとする。

^{*}Scadec data eXchange Format の略で、異なる CAD ソフト間でのデータ交換を目的に、仕様の普遍性も考慮したうえで、国際規格に準拠した CAD データ交換標準として開発された CAD データ仕様。SXF には SFC と P21 の 2 種類の形式がある。

5 電子納品物のチェック

新潟県CALSシステムに電子納品物を一括取込することにより、電子納品物を作成する場合（電子納品作成支援ソフトを利用する場合）は、予め国土交通省国土技術政策総合研究所が公表している「電子納品チェックシステム」を利用してチェックを行ったうえ、電子納品物を一括取込すること。ただし、新潟県と国土交通省で要領が異なる部分があるためエラーが発生する場合がありますので、詳細は工事ガイドラインおよび業務ガイドラインを参照のこと。

「電子納品チェックシステム」は下記URLにて入手可能。

<http://www.cals-ed.go.jp/>

6 提出形態および部数

提出形態および提出部数は、各発注工事および業務委託で別途特記仕様書に明示する。

なお、提出するCD-R及びDVD-R（以下CD-R等とする）は、受注者が新潟県CALSシステムから電子納品データを一括ダウンロードし、ダウンロード後の圧縮データを解凍（展開）のうえCD-R等へ書き込んで作成する。また、作成後のCD-R等に対して、最新のウィルス定義（パターン）ファイルを適用したウィルス対策ソフトによりウィルスチェックを行うこととし、CD-R等表面にはウィルスチェックに関する情報として、使用した「ウィルス対策ソフト名」、「ウィルス定義年月日」もしくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記することとする。

※詳細は工事ガイドラインおよび業務ガイドラインを参照。

※写真データについてCALSシステムを介さない場合の納品物の作成方法は工事ガイドラインを参照。

7 新潟県 CALS システムの利用

電子納品の実施に際しては、インターネットを使用し、新潟県 CALS システムを利用しなければならない。ただし、工事における工事写真帳データについては、CALS システムを介して納品するかどうかは受注者の任意とし、ネガデータについては、CALS システムの経由は不要である。

なお、新潟県 CALS システムの利用料およびその支払については別途特記仕様書に明示する。

受注者は、インターネットに接続できる環境と機器を用意し、受発注者間協議を行う際は新潟県 CALS システムの電子協議システムを用い、協議に用いた書類を電子納品するものとする。

新潟県 CALS システムのアドレスは <http://www.niigata.pref.cals-ec.jp/> である。

8 特記仕様書における条件明示および積算

電子納品を実施する工事および業務委託においては、特記仕様書にて本要領、工事ガイドラインおよび業務ガイドラインに従い電子納品を実施する旨を明示するものとする。なお、電子納品に係わる費用は下記のとおりとし、歩掛かり等の割増は行わない。

○工事においては現行の共通仮設費率で対応する。

○地質調査業務、測量業務および設計業務委託に関して、土木部および農地部では、電子納品成果品作成費を計上する。

○交通政策局においては、全ての業務委託において、業務成果品費として計上する。

付則（平成 31 年 3 月 28 日制定）

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

新潟県都市局における営繕工事の電子納品対象書類

項目	工事運行マニュアル 平成31年4月 新潟県土木部都市局営繕課発行	新潟県電子納品実施要領 平成31年			備考
	対象書類	対象	フォルダ名	対象書類	
施工計画書	総合施工計画書	△	PLAN	総合施工計画書	
工程表	実施工程表（全体）	△	OTHERS（ORG111）	実施工程表（全体）	
	月間工程表	△	OTHERS（ORG112）	月間工程表	
打合せ簿	工事打合せ簿	◎	MEET	工事打合せ簿	CALSシステムで交換された書類を対象とする。
機材関係資料	工事材料（機材）搬入報告書（検査記録）	◎	OTHERS（ORG102）	工事材料（機材）搬入報告書（検査記録）	CALSシステムで交換された書類を対象とする。
	試験成績表	△	OTHERS（ORG121）	試験成績表	
	品質・性能等証明書	△	OTHERS（ORG122）	品質・性能等証明書	
	調査表	△	OTHERS（ORG123）	調査表	
施工関係資料	試験成績表	△	OTHERS（ORG131）	試験成績表	
	一部施工報告書（自主検査書）	△	OTHERS（ORG132）	一部施工報告書（自主検査書）	
	工事経過報告書	△	OTHERS（ORG133）	工事経過報告書	
	場外検査（立会い）願	◎	OTHERS（ORG101）	場外検査（立会い）願	CALSシステムで交換された書類を対象とする。
	休日・夜間作業届	◎	OTHERS（ORG103）	休日・夜間作業届	CALSシステムで交換された書類を対象とする。
	現場休暇時連絡先一覧	△	OTHERS（ORG134）	現場休暇時連絡先一覧	
	施工体制台帳	△	OTHERS（ORG135）	施工体制台帳	
	下請人一覧表	△	OTHERS（ORG136）	下請人一覧表	
	工種別施工計画書	△	OTHERS（ORG138）	工種別施工計画書	
	晴雨および温度表	△	OTHERS（ORG139）	晴雨および温度表	
	工事日誌	△	OTHERS（ORG140）	工事日誌	
検査関係資料	工事一部履行届	△	OTHERS（ORG144）	工事一部履行届	
	中間前払金認定請求書	△	OTHERS（ORG145）	中間前払金認定請求書	
	部分払検査調書	△	OTHERS（ORG146）	部分払検査調書	
	工事履行届および高度技術・創意等実施状況	×	OTHERS（ORG147）	工事履行届および高度技術・創意等実施状況	
発生材関係資料	建設副産物関係書類	△	OTHERS（ORG151）	建設副産物関係書類	
完成図面※1	機器完成図	△	DRAWINGF	機器完成図	
	完成図（竣工図）	△	DRAWINGF	完成図（竣工図）	
保全に関する資料	保全に関する説明書	△	OTHERS（ORG161）	保全に関する説明書	
	防水保証書	×	OTHERS（ORG162）	防水保証書	
	保守指導案内書（機器取扱説明書）	△	OTHERS（ORG163）	保守指導案内書（機器取扱説明書）	
	機材性能試験成績書	△	OTHERS（ORG164）	機材性能試験成績書	
	官公署届出書類（控・副本）	△	OTHERS（ORG165）	官公署届出書類（控・副本）	
	予備品等引渡書	×	OTHERS（ORG166）	予備品等引渡書	
	鍵一覧表	△	OTHERS（ORG167）	鍵一覧表	
契約関係書類	実務経歴書、資格証明書写	△	OTHERS（ORG171）	実務経歴書、資格証明書写	
	工事着手届	△	OTHERS（ORG172）	工事着手届	
	工事外注計画書	△	OTHERS（ORG173）	工事外注計画書	
	工事内訳書	△	OTHERS（ORG174）	工事内訳書	
	工期延長請求書	△	OTHERS（ORG175）	工期延長請求書	
	工期延長協議書	△	OTHERS（ORG176）	工期延長協議書	
	現場代理人・技術者変更届	△	OTHERS（ORG177）	現場代理人・技術者変更届	
施工図	施工図	△	OTHERS（ORG178）	施工図	
	総合図	△	OTHERS（ORG179）	総合図	
完成写真	工事完成写真	○	PHOTO	工事完成写真	
	特別完成写真	○	PHOTO	特別完成写真	
	工事施工状況写真	○	PHOTO	工事施工状況写真	
工事の一時中止	工事施工中止通知書	△	OTHERS（ORG180）	工事施工中止通知書	
	工事施工中止解除通知書	△	OTHERS（ORG181）	工事施工中止解除通知書	
その他資料	名義変更届	×	OTHERS（ORG182）	名義変更届	
	計画変更通知	×	OTHERS（ORG183）	計画変更通知	
	機器製作図（承諾図）、計算書	△	OTHERS（ORG184）	機器製作図（承諾図）、計算書	
	改修工事施工数量調査報告書	△	OTHERS（ORG185）	改修工事施工数量調査報告書	
	室内空気環境の測定	×	OTHERS（ORG186）	室内空気環境の測定	
	部分使用依頼書	×	OTHERS（ORG187）	部分使用依頼書	
	部分使用承諾書	×	OTHERS（ORG188）	部分使用承諾書	
	請求書（精算払）	×	OTHERS（ORG189）	請求書（精算払）	

（対象凡例 ◎：義務付け ○：原則義務付け、但し事前協議による △：請負者の任意、但し事前協議による※3 ×：対象外）

- ※1 原則、建築CAD図面作成要領＜平成14年11月版＞による
- ※2 原則、営繕工事撮影要領（平成24年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編 による。
- ※3 但し、紙や物品としてしかないものは対象外とする。
- ※4 受発注者間の事前協議にて決定するものとする。